

公共事業再評価調書（再々評価）

様式2

主管課：農地農村整備課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：北浜地区 海岸保全施設整備事業(高潮対策)		前再評価年度：平成30年度			
	事業種別：高潮	事業主体：沖縄県		(H21～R3)		
	事業箇所：中城村	根拠法令：海岸法		事業期間：H21～R9		
	(835)	費用内訳：補助 90/100		事業量：護岸工 L=974m		
総事業費(百万円) 835 北浜地区は、沖縄本島中部の中城村に位置し、太平洋側の中城湾港に面した延長1.0kmの海岸である。毎年襲来する台風、高潮波浪、強風時の塩害防ぐために、昭和30年頃琉球政府により護岸と防潮林が整備されている。しかし、現在は、護岸の天端高不足、決壊による越波のため、作物だけでなく、集落内の住宅、園芸施設等にも悪影響を与えている。そのため、護岸の更新・新設による防護を図り、台風時や波浪時の越波・浸水・塩害による背後農地及び人家への被害を防止し、国土の保全と農家の経営の安定を図る。						
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更					
2 再評価 該当項目	<input type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input checked="" type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他					
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他 護岸整備の予定箇所に海没民有地があり、用地交渉が難航していたため、令和元年度以降は護岸整備を休止していた。					
4 事業の進捗 状況 (R5.3月時点)	項目	事業費(百万円)	護岸工(m)	用地取得(筆)		
	計画	835	974	12		
	実施済	633	643	10		
	率	75.8%	66.0%	83.3%		
4-2 前再評価以降の主な進捗	護岸整備99.8mを実施した。					
5 事業効果の 評価指標 (基準年:R5) (単位:百万円)	①一般資産	8,438	①事業費	1,169		
	②農作物等	1,714	②維持管理費	72		
	③総便益額(B)(①+②)	10,152	③総費用(C)(①+②)	1,241		
	総費用総便益比(B/C) = 総便益額 ÷ 総費用 = 10,152 ÷ 1,241 = 8.18 費用負担割合(国90.0%、県10.0%)					
6 事業を巡る 状況の変化	①社会・経済：護岸背後には農地や園芸施設が多くあり、これまでの整備によって経営の安定化が図られている。 ②地元・自治体：地元からの要望を踏まえて、中城村と連携しながら事業を進めている。 ③利害関係者：用地取得箇所において、一部交渉が難航している地権者がいる。					
7 事業の必要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 台風時や波浪時の越波・浸水・塩害による背後農地及び集落への被害を防止するために、早急な整備が必要である。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減) これまでに計画の66%(643m)の護岸を整備済みであり、引き続き事業を進めることが効率的である。 ③事業効果の発現状況 現在までに整備した護岸によって背後農地の被害が防止されている。					
見通し	①事業計画等：現計画どおり南側終点付近の整備を行い、また、残事業箇所については、整備の必要性も含めて今後の整備方法を再検討したうえで、令和9年度までの完了を目指す。 ②対住民関係：南側終点付近には北浜公民館があり、地元から強い整備要望がある。今後の整備方法を再検討したうえで、改めて地元への説明を行っていく。 ③執行体制等：現在の組織体制で特に問題なし。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止					
10 その他 (前再評価での 主な意見等)	・中城村による海没地に係る用地取得については、全てを対象とするのではなく、施設整備に必要な最小限の面積の取得とすべきではないか。					

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画